

第一種

## 衛生管理者受験資格

第二種

### 受験資格

大学又は高等専門学校を卒業してもので、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

高等学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

大学入学資格検定に合格した者、そのほか高校卒と同等以上と認められる者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

職業訓練の専門課程の専門訓練、特別高等訓練課程を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

職業訓練の普通課程の養成訓練を修了した者、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

職業訓練の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後4年以上労働衛生実務に従事した経験を有するもの

10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(注) 受験資格のうち「労働衛生実務経験」は、次頁記載の「実務経験の内容」をご参考として下さい。